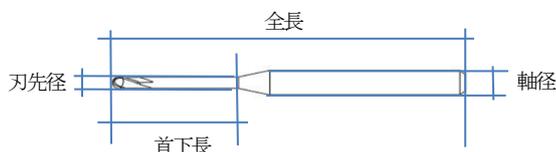


歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材 70908000
アイ・CAD/CAMミリングバー

【形状・構造及び原理等】

1. 形状
ボールエンド



2. 寸法 (単位:mm)

品番	刃先径	軸径	全長	首下長
イ. ジルコニア用				
ZIR-BE060-N12-A	φ0.6	φ4.0	50	12
ZIR-BE080-N15-DC	φ0.8		50	15
ZIR-BE100-N16-DC	φ1.0		50	16
ZIR-BE200-N20-DC	φ2.0		50	20
ロ. PMMA, WAX 用				
P-W-BE060-N12-N	φ0.6	φ4.0	50	12
P-W-BE100-N16-N	φ1.0		50	16
P-W-BE200-N20-N	φ2.0		50	20
ハ. CAD/CAM 冠用 (ハイブリッドレジン)				
HR-BE100-N12-DC	φ1.0	φ4.0	50	12
HR-BE200-N12-DC	φ2.0		45	12

3. 材質

超硬合金、ALN、ダイヤモンド(刃部コーティング)

4. 原理

歯科用 CAD/CAM マシンに装着し、刃先部を回転させながら歯科材料に接触させて切削・研削し、歯科用補綴物を作製する。

【使用目的、効能又は効果】

各種歯科用 CAD/CAM 材料を切削・研削加工するために用いる回転器具で、専用の加工機に取り付けて使用する。

【操作方法又は使用方法等】

1. 組み合わせて使用する医療機器

歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット

- (1) 歯科用CAD/CAMマシン DWX-50、51D
- (2) 歯科用CAD/CAMマシン DWX-4

2. 使用方法

本ミリングバーは、歯科用CAD/CAMマシンに装着して、歯科用補綴物を作製する。

- (1) 本ミリングバーを使用する前に、刃先部に变形や破損がないことを確認し、切削・研削加工に適した状態であることを確認する。
- (2) 歯科材料が、本ミリングバーでの加工に適した材料であることを確認する。

- (3) 歯科用CAD/CAMマシンに、本ミリングバーを取り付ける。
- (4) コンピュータから加工データを送信し、加工する。

【使用上の注意】

その他の注意

- (1) 歯科医療従事者以外は使用しないこと。
- (2) 本ミリングバーで切削・研削加工を行う時は、患者環境内(患者から1.5m以内)で行わないこと。
- (3) 変形、破損、腐食等があるものは使用しないこと。
- (4) 本ミリングバーの加工、改造は行わないこと。
- (5) 本ミリングバーの使用中に異常な振動、異音が発生した場合は、直ちに使用を中止すること。
- (6) 本ミリングバーは刃物であるため取扱には十分に注意すること。
- (7) 複数の種類の材料を加工する場合は、材料毎にそれぞれ別のミリングバーを用意して使用すること(異なる材料の切削屑が付着すると、切削不良の原因となります)。
- (8) 次の行為は、本ミリングバーの破損の原因となるため行わないこと。
 - 1) 刃先部を持つ。
 - 2) 刃先部に衝撃を与える。
 - 3) 刃先部を变形させる。

【貯蔵・保管方法及び使用期間等】

貯蔵・保管方法

- (1) 高温・多湿の場所を避け、ケースに入れた状態で保管すること。
- (2) 歯科医療従事者以外が触れないように、適切に保管管理すること。

【包装】

包装単位

1本/包装

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売元:株式会社ピカッシュ

住所:〒869-1102

熊本県菊池郡菊陽町大字原水 2849 番地 1

電話番号 :096-342-1081

FAX番号 :096-345-6081

製造国:大韓民国